

泉大津市と旭川市との農業連携協定書

泉大津市（以下「甲」という。）と旭川市（以下「乙」という。）は、以下のとおり農業を通じた連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、農業を通じた連携による相互の地域の持続的な発展に向け、甲乙それぞれが有するリソースを有効活用し、地域課題の解決及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携取組事項）

第2条 前条の目的を達成するために甲及び乙は次の事項について連携し、協力する。

- (1) 農業を通じた連携による持続可能なまちづくりに関すること
- (2) 環境保全型農業の実現に関すること
- (3) 資源循環型農業の実現に関すること
- (4) 農業を通じた連携による交流・関係人口の創出に関すること
- (5) 前各号に定めるもののほか、相互の地域活性化及び持続的な発展に資する取組に関すること

（変更及び解除）

第3条 甲又は乙のいずれかから、内容の変更又は解除の申し出があった時は、甲乙協議の上、必要な措置を講じるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定に係る期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

（疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和5年8月24日

甲 大阪府泉大津市東雲町9番12号
泉大津市
泉大津市長

南出賢一

乙 北海道旭川市6条通9丁目
旭川市
旭川市長

今津寛介